

第2期音更町障害福祉計画

(平成21年度～23年度)

音 更 町

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 音更町の障害福祉計画について | 1 |
| 第1節 計画作成の趣旨と目的 | 1 |
| 第2節 本計画の根拠及び位置付け | 3 |
| 第3節 計画作成体制と経緯等 | 6 |
| 第2章 音更町の障害のある方を取り巻く状況 | 7 |
| 第1節 音更町の障害のある方の状況 | 7 |
| 第2節 音更町の方が利用できる障害福祉サービスについて | 15 |
| 第3節 障害福祉サービスの提供体制の現状と評価 | 16 |
| 第3章 計画推進のための基本的事項 | 20 |
| 第1節 平成23年度末に向けての基本目標 | 20 |
| 第2節 計画推進の基本方針 | 20 |
| 第3節 平成23年度の数値目標 | 23 |
| 第4章 計画推進のための具体的取り組み | 25 |
| 第1節 具体的な取り組みの設定について（工程表の作成） | 25 |
| 第2節 計画推進のための重点事項 | 27 |
| 第3節 計画推進のための工程表 | 28 |
| 第5章 サービス量の見込みと基盤整備 | 34 |
| 第1節 介護給付及び訓練等給付の見込量 | 34 |
| 第2節 地域生活支援事業の見込量 | 35 |
| 第6章 資料 | 36 |

第1章 音更町の障害福祉計画について

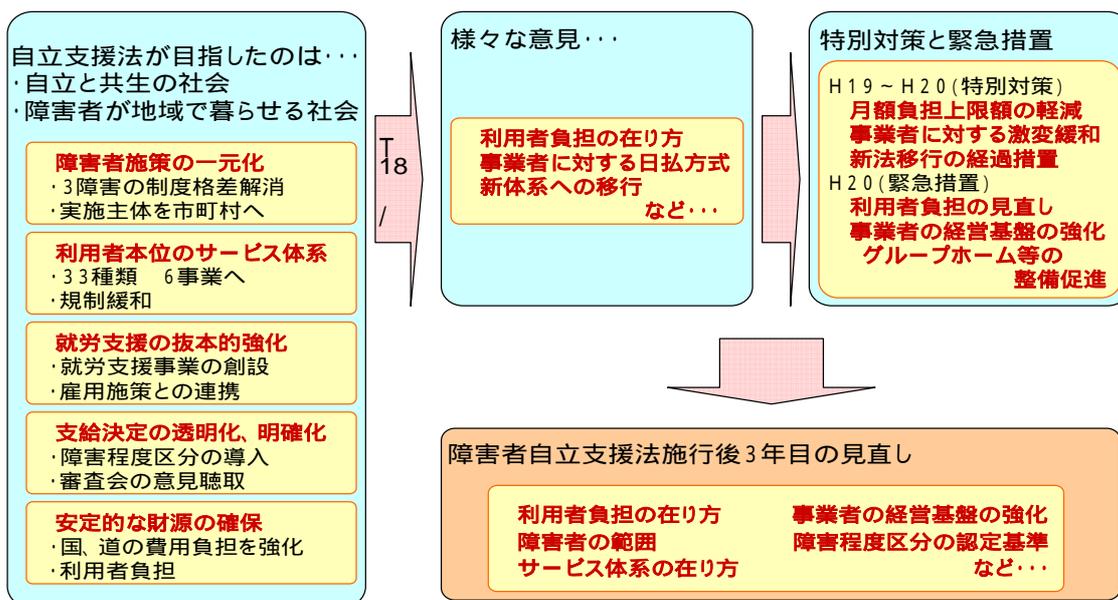
第1節 計画作成の趣旨と目的

地域移行の推進や就労支援の強化など、障害のある方々が地域で普通に暮らせる社会を創ることを目指した障害者自立支援法が平成18年度に施行され、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を中心とした支援へ、我が国の障害者施策は大きな転換を図りました。

障害者自立支援法により、障害者施策の実施主体を市町村に一元化、サービス体系の再編、就労支援の抜本的強化、支給決定の透明化、安定的な財源の確保を柱として制度改正が行われましたが、利用者負担のあり方、事業者に対する日払方式の導入などに対し様々な意見が出されました。

こうした意見を受け、国では、平成19年度から平成20年度において、障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等の特別対策事業を実施し、平成20年度には利用者負担の見直しを含めた緊急措置を併せて実施し、障害者自立支援法の施行から3年目を迎え、現在、抜本的な見直しに向けた議論が行われているところです。

障害者自立支援法の施行と3年目の見直し

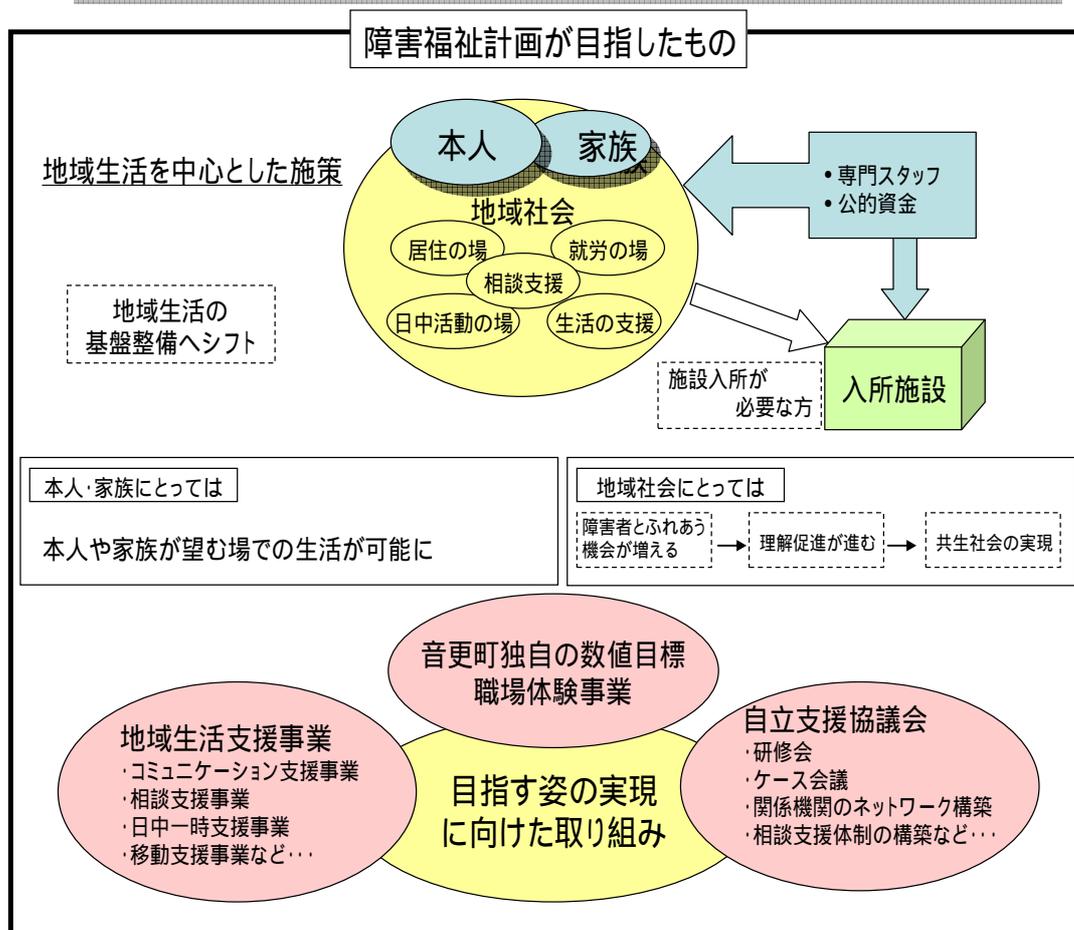


障害者自立支援法により、市町村には、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても「第1期音更町障害福祉計画(平成18年度～平成20年度)」を策定しました。

第1期計画では、国の基本指針において設定することとされた平成23年度における数値目標をはじめ、本町独自の就労支援に関する数値目標の設定、目指す姿の設定、工程表の作成等を行い、自立支援協議会の立ち上げ、職場体験事業の開始など、第1期計画の着実な推進に努めてきました。

この度、第1期の計画期間が終了するため、その進捗状況を踏まえた上で、平成23年度末に向けての基本目標である「障害の有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現に向け、障害者施策の一層の推進を図るため「第2期音更町障害福祉計画」を策定するものです。

障害の有無に関わらずあたり前に生活できるまち



第2節 本計画の根拠及び位置付け

第1項 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条及び第89条の規定に基づき、全ての市町村及び都道府県が策定することとされており、国が示す基本指針及び北海道が示す基本指針を踏まえて策定します。

本町には、町の施策全般に関する「第4期音更町総合計画」があり、その部門別計画の一つとして「音更町障害者福祉計画」があります。

本計画は、部門別計画である「音更町障害者福祉計画」の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として位置付けられます。

また、本計画の策定に合わせて、「音更町障害者福祉計画」の見直しと計画期間の延長を行い、本計画との整合性を図るほか、関連する各種計画との整合性にも配慮し、横断的な施策の推進に努めます。

障害福祉計画の基本目標、基本指針について

国計画指針

【法の理念】

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現

【基本的理念】

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

道計画指針

【平成23年度にむけて目指す方向】

「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会の実現」

【基本方針】

1. 地域生活支援体制の構築
2. 地域生活への移行促進
3. サービス基盤の地域間格差の縮小
4. 就労支援の強化

音更町障害福祉計画(第1期・第2期)

【基本目標】

「障害の有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現

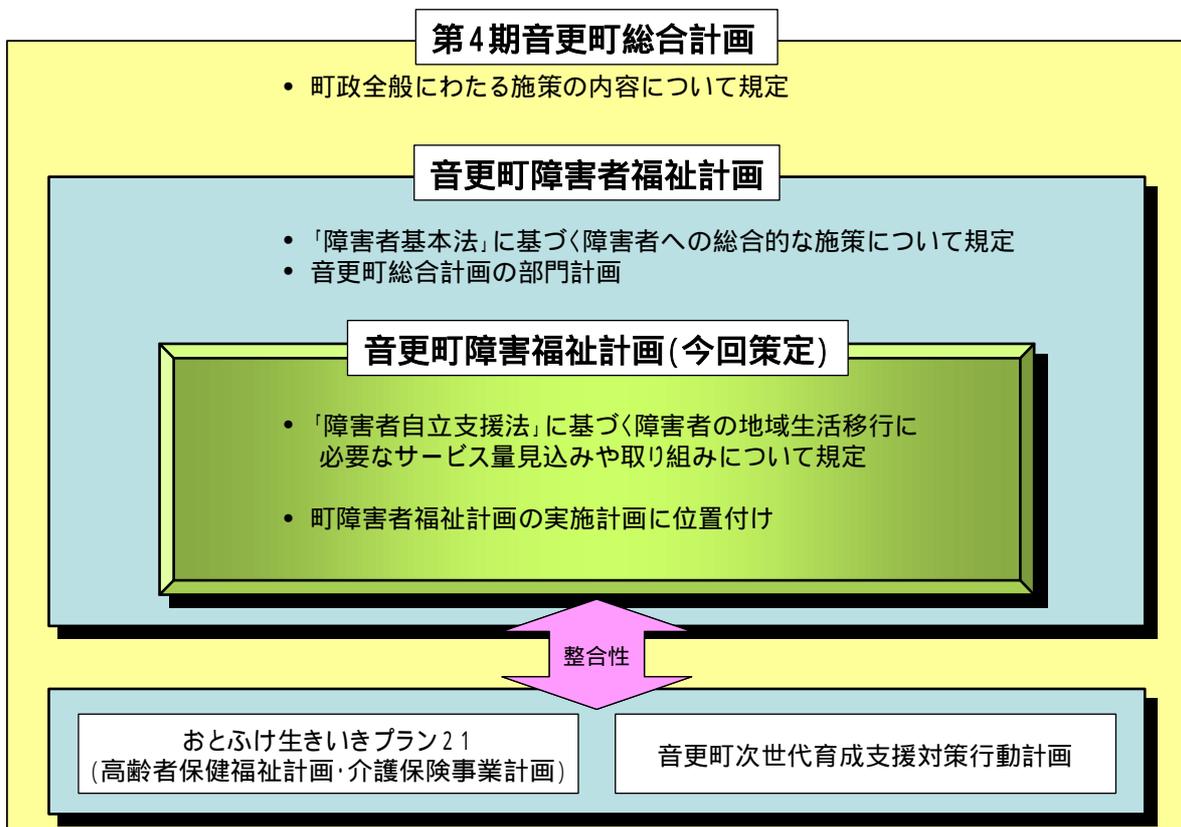
【基本方針】

1. 障害のある方及びその家族を中心とした支援
2. 障害のある方及びその家族の問題を社会全体で支援できる仕組みの実現
3. 障害のある方が本来の力を発揮できる支援の確保
4. 地域住民との相互の理解を促進するための働きかけ

障害者自立支援法（抄）

- 第 八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

障害福祉計画の位置付けについて

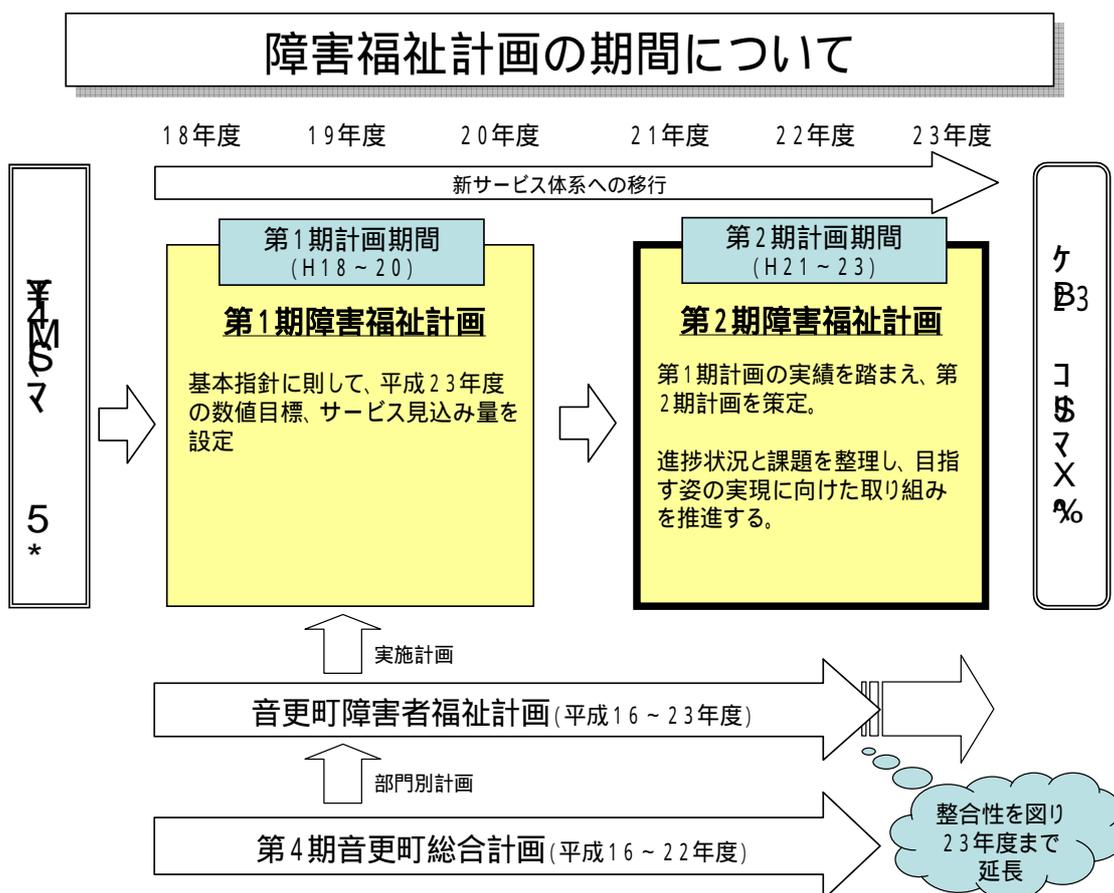


第2項 計画の期間

この計画は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向け、新たな課題である「地域移行」と「就労移行」に関する数値目標を設定した上で、第1期を平成18年度から平成20年度までを第1期計画期間、平成21年度から平成23年度までを第2期計画期間とします。

このたび策定する計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間を期間とする「第2期計画」です。

なお、障害者自立支援法の施行前に策定された音更町障害者福祉計画については、障害福祉計画との整合性を図り、平成23年度まで計画期間を延長します。



第3節 計画作成体制と経緯等

この計画の作成に当たっては、第1期計画と同様に、障害当事者、公募による町民代表、学識経験者及び福祉、教育、就労の関係者等で構成する、「音更町障害福祉計画策定委員会」において検討を進めるとともに、同策定委員会に「作業部会」を設置し、計画の内容について専門的に検討を行いました。

第2期音更町障害福祉計画策定に係る検討経過

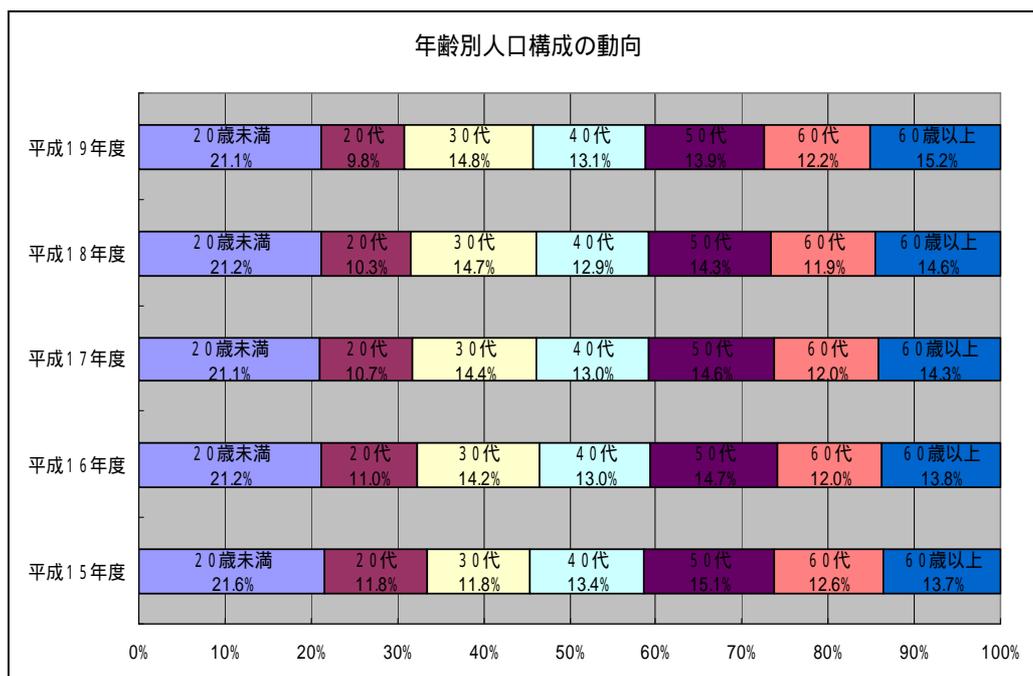
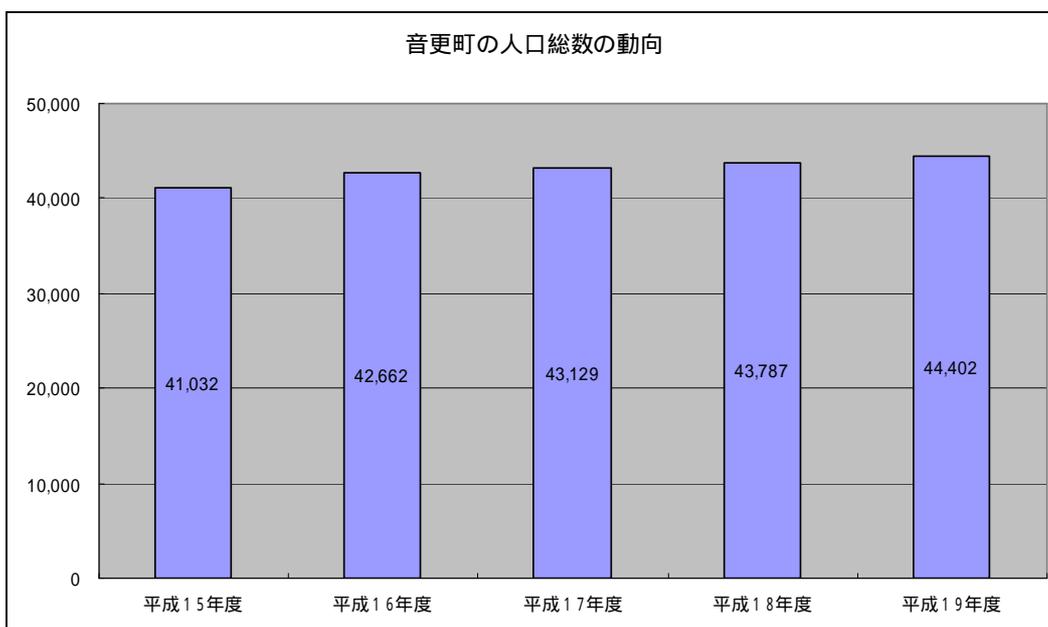
| 日程 | 会議名等 | 主な内容 |
|----------------------------|--------------------------|---|
| 平成20年7月24日 | 第1回障害福祉計画策定委員会 | 諮問 障害福祉計画について アンケート調査について 等 |
| 平成20年8月15日 ～平成20年9月8日 | アンケート調査の実施 | 4種類の調査を実施 在宅児童、在宅18歳以上、町内施設入所者、町外施設入所者 |
| 平成20年9月19日 | 第1回計画策定委員会 作業部会 | 本町独自の取組について 就労支援協力員について 等 |
| 平成20年10月6日 | 第2回障害福祉計画策定委員会 | 障害者福祉計画修正(案)について 第2期障害福祉計画骨子(案)について 作業部会の検討状況について 等 |
| 平成20年10月20日 | 第2回計画策定委員会 作業部会 | 学びの手帳について アンケートの自由記載欄について 等 |
| 平成20年10月30日 | 第3回障害福祉計画策定委員会 | 第2期障害福祉計画(素案)について アンケート自由記載欄について アンケート集計結果(速報値)について 等 |
| 平成20年12月25日 ～平成21年1月26日 | パブリックコメント | |
| 平成21年1月19日 | 住民説明会 (木野コミュニティーセンター) | |
| 平成21年1月20日 | 住民説明会 (総合福祉センター) | |
| 平成21年2月23日 | 第4回計画策定委員会 | 障害者福祉計画の修正について 第2期障害福祉計画について |
| 平成21年2月25日 | 町長へ答申 | 答申 障害者福祉計画の修正について 第2期障害福祉計画の策定について |

第2章 音更町の障害のある方を取り巻く状況

第1節 音更町の障害のある方の状況

第1項 音更町の人口

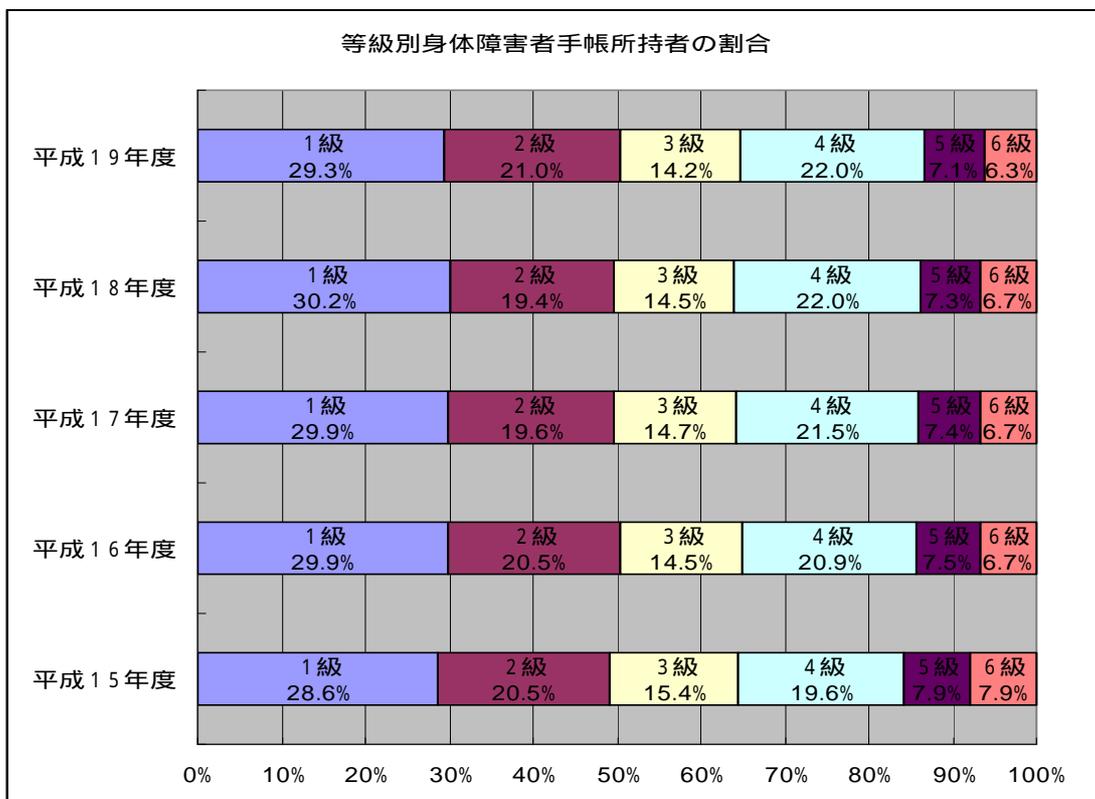
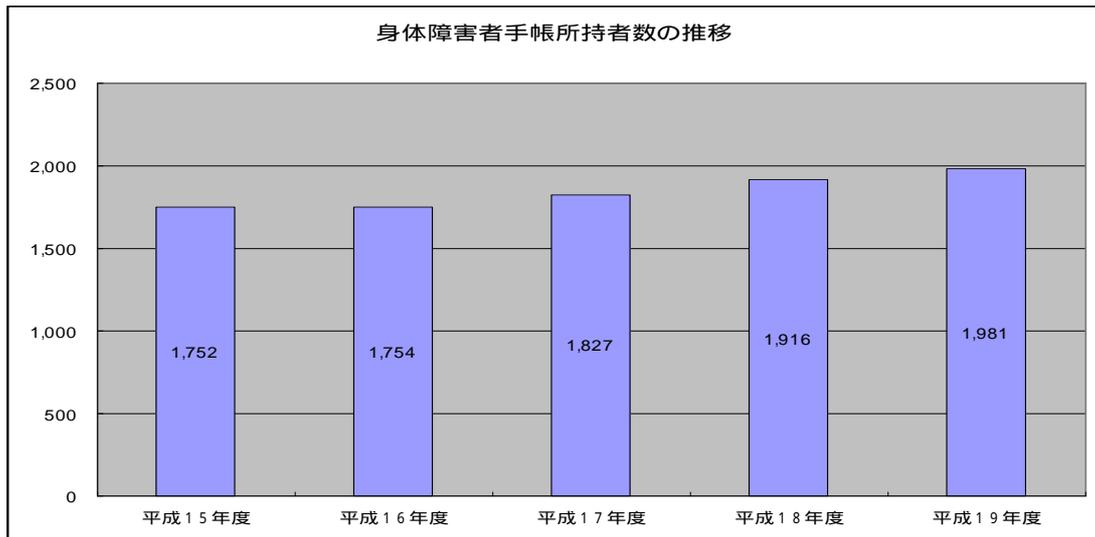
音更町の人口は、第1期計画策定時の43,129人(平成17年度末住民基本台帳)から2年間で1,273人(約3.0%)増え、平成19年度末には44,402人となっています。また、平成17年度末に26.3%だった60歳以上の方の割合は27.4%になっています。



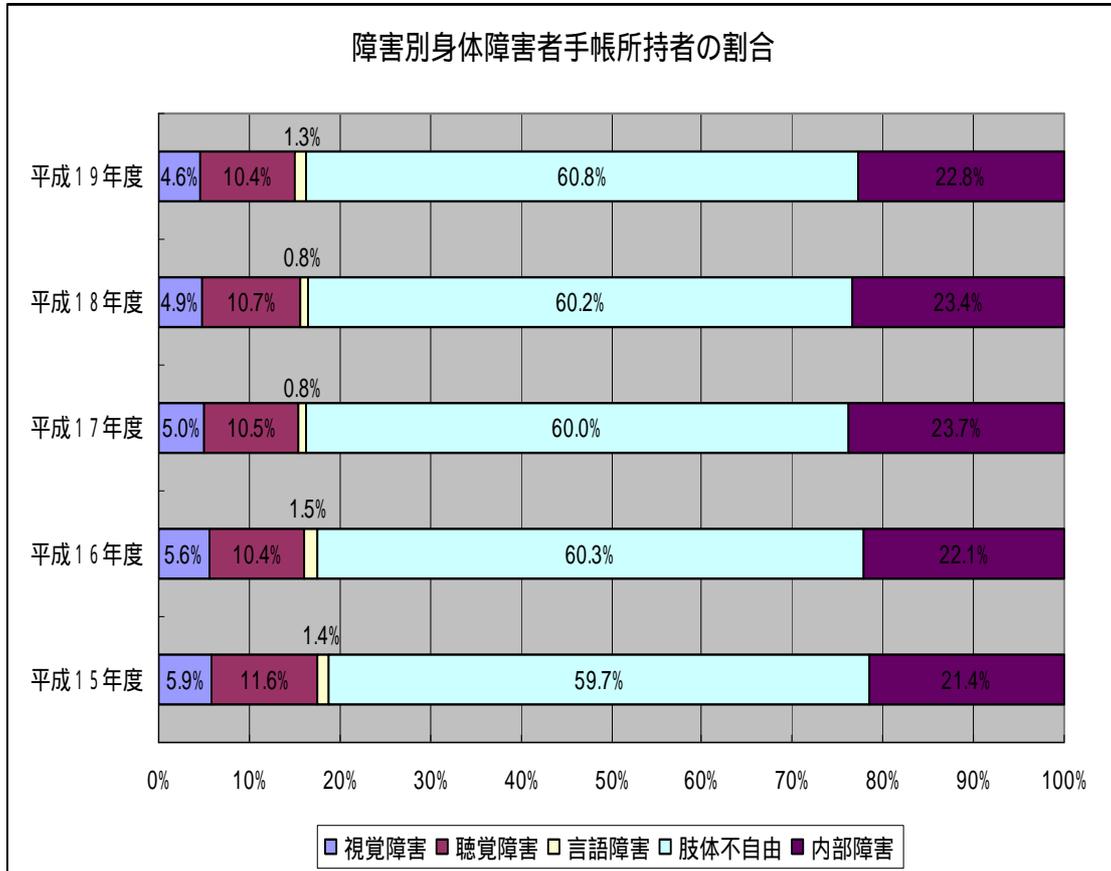
第2項 身体障害のある方の状況

音更町の身体障害者手帳所持者数は、平成17年度末の1,827人から154人増え、平成19年度末で1,981人となっています。

また、いわゆる重度（1級と2級）の方が占める割合は、平成17年度末の49.5%から平成19年度末には50.3%になっており、ほぼ横ばいとなっています。

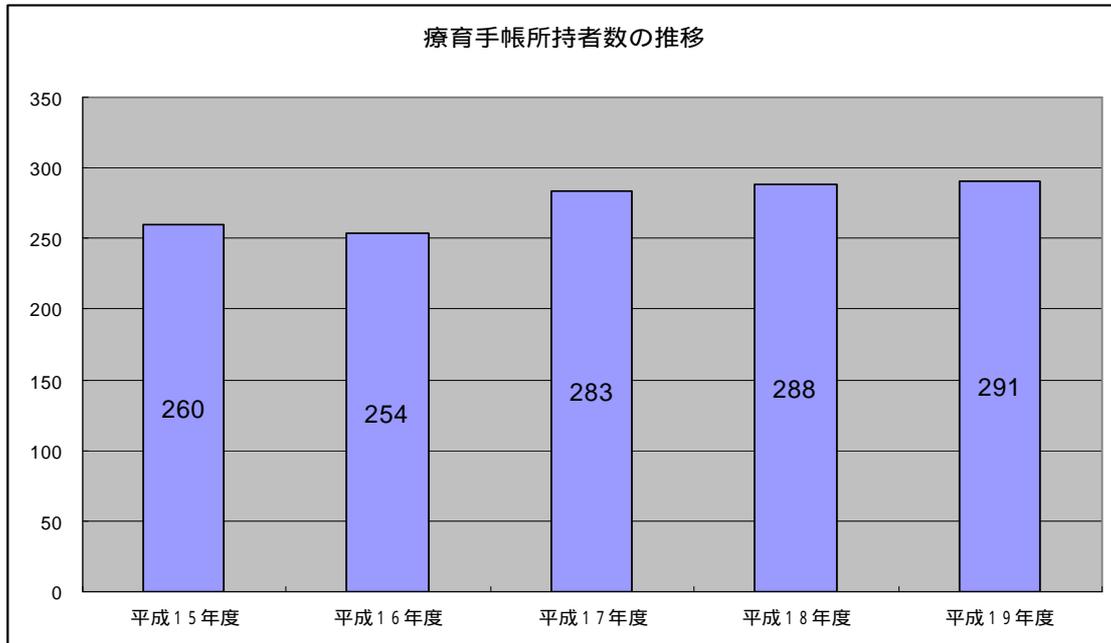


障害種別の構成比は、視覚障害が5%弱、聴覚・平衡機能障害が10%強、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害が1%強、肢体不自由が60%強、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障害が23%弱となっており、過去5年間ほぼ同様に推移しています。

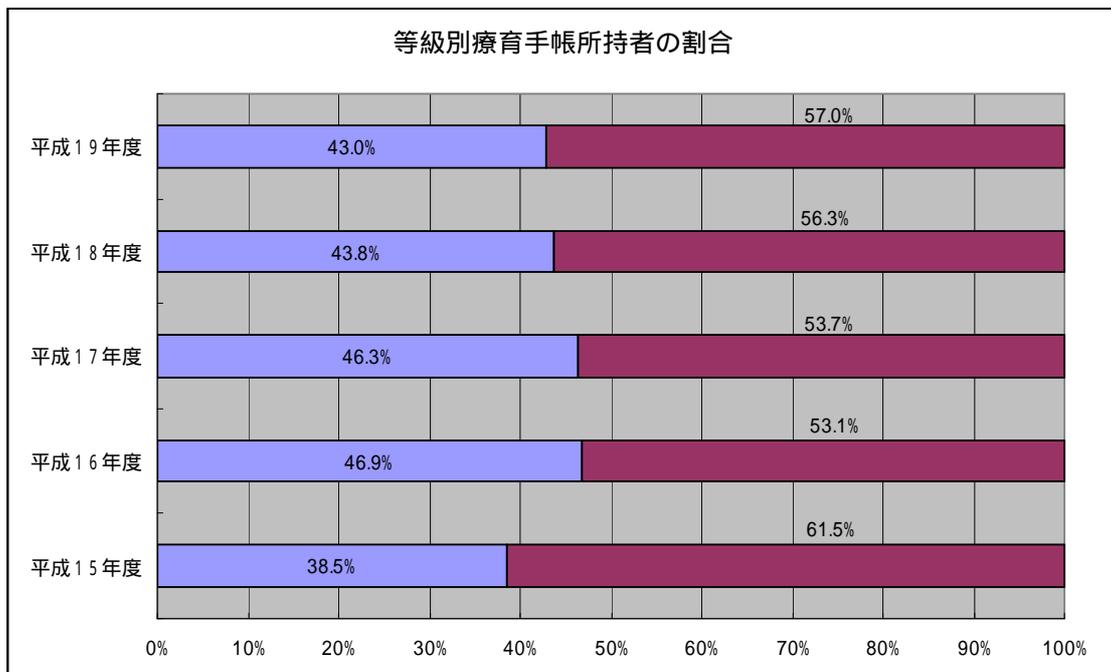


第3項 知的障害のある方の状況

音更町の療育手帳所持者数は、平成17年度末の283人から8人増え、平成19年度末には291人となっています。



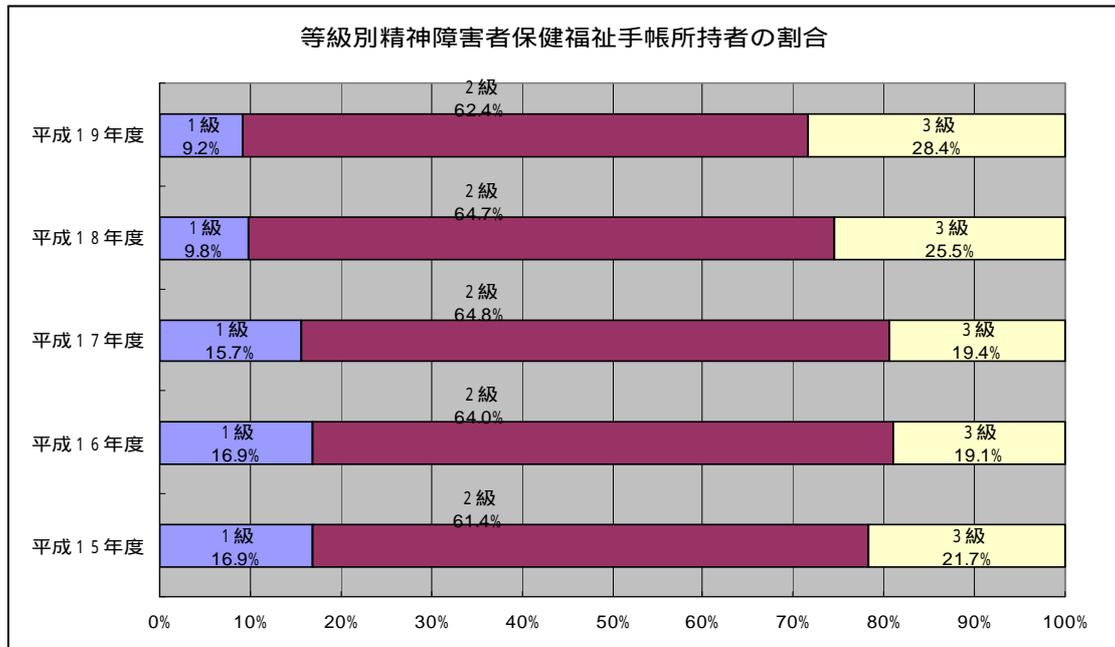
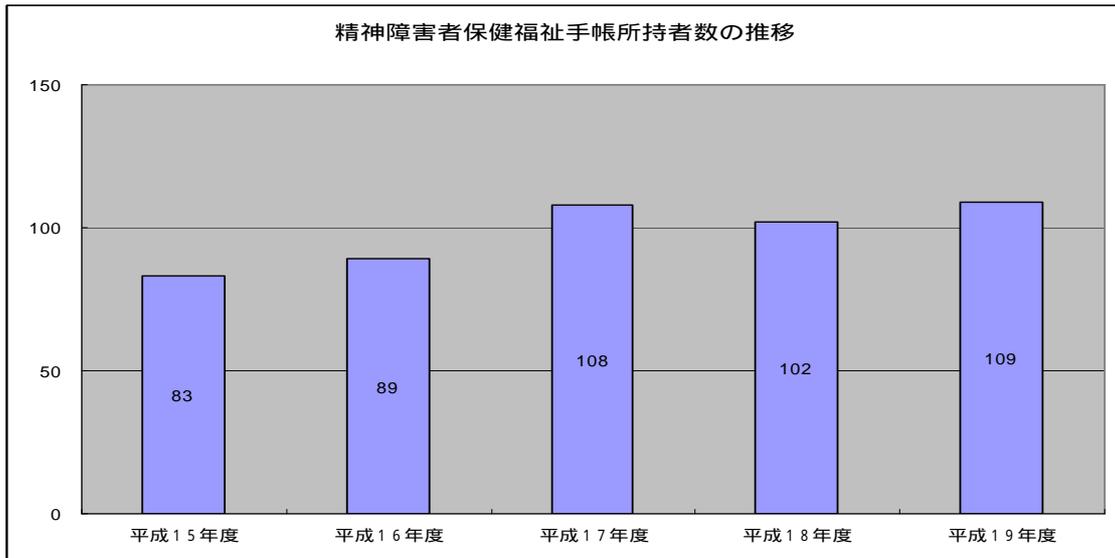
障害等級別では、中軽度であるB判定の方が平成17年度末の53.7%から平成19年度末には57.0%となっています。なお、重度であるA判定の方は、平成19年度末で125人となっています。



第4項 精神障害のある方の状況

音更町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成17年度末の108人から、平成19年度末には109人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。(通院や入院していても手帳を持たない方は含みません。)

また、自立支援医療(精神障害者通院医療費公費負担)の受給者数は平成19年度末現在で470人となっています。



第5項 難病等特定疾患の方の状況

音更町の難病患者数は、第1期障害福祉計画では513人(平成16年度末)でしたが、平成17年10月から「ウイルス性肝炎(B・C型)」及び「橋本病」が北海道単独事業の特定疾患治療研究事業から除かれ、新たに「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付」へ移行したため、299人(平成19年度末)に減少しています。

なお、小児慢性特定疾患医療受給者は、299人中30人となっています。

第6項 発達障害のある方の状況

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある方についても、国や地方公共団体が支援を行う責務が定められ、発達障害者支援センターの設置が進められていますが、対象者数を含めその実態を把握することが困難な状況にあります。

なお、平成14年度の文部科学省の調査では、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担当教師が回答した児童生徒の割合が6.3%との結果が出されています。

第7項 高次脳機能障害のある方の状況

脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管障害や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した後に、「突然人が変わったようになる」「少し前に言われたことをすぐ忘れてしまう」等の症状が現れることがあります。これを高次脳機能障害といいます。

高次脳機能障害のある方は平成16年の厚生労働省の調査によると全国に30万人と推計されています。

障害に対する適切な評価やリハビリテーションが早期になされれば症状はかなり改善されると言われていますが、外見上からはわかりにくいこと等から医療現場で見過ごされ、長期間適切な支援を受けられない場合が多い状況にあります。

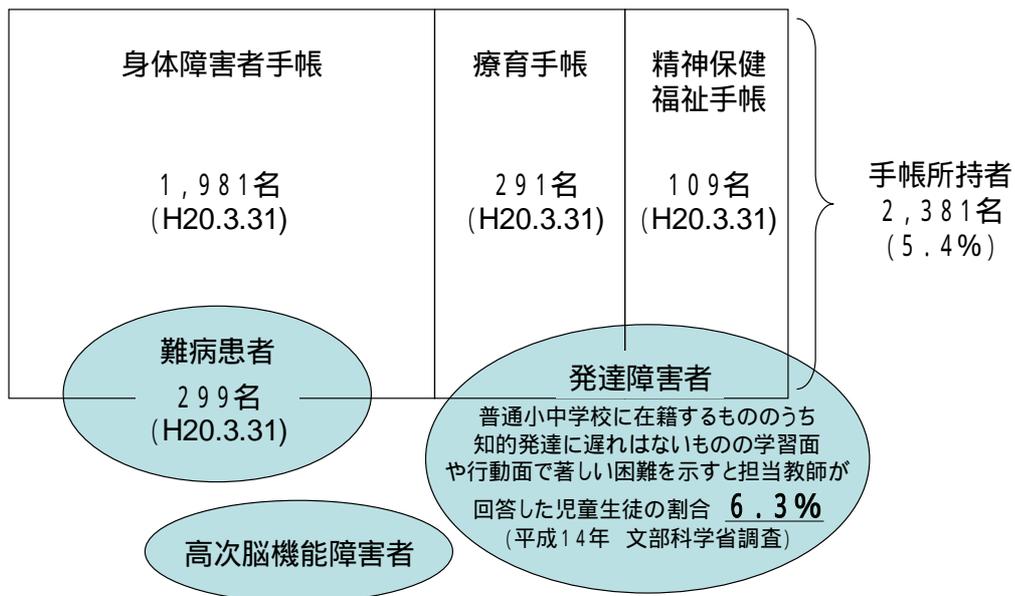
第8項 音更町の人口に占める障害等がある方の割合

音更町の人口に対して約5.4%の方が何らかの手帳を所持しています。(第1期計画策定時5.1%)

また、発達障害のある方や高次脳機能障害のある方を含めると潜在的には人口に対して約10%の方が何らかの障害があると考えられます。

音更町の障害のある方について

音更町住民基本台帳人口 44,402人(平成19年度末)



潜在的に支援を必要とする方まで含めると全町民の10%超が計画の対象者に

第9項 施設入所、入院されている方の状況

施設入所者は平成17年10月1日の117名から、平成20年3月末では111名となっています。

旧身体障害者施設を利用されている方は34名(H17.10.1現在)から29名(H20.3末現在)へ、旧知的障害者施設を利用されている方は81名(H17.10.1現在)から80名(H20.3末現在)へ減少しており、2名の方がいわゆる新体系施設に入所しています。

利用されている施設の所在地では、町内施設を利用されている方が38名(H17.10.1現在)から36名(H20.3末現在)になり、町外施設を利用されている方は75名で変わっていません。

精神科病院に入院されている精神障害のある方のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な方」の人数は、北海道が行う「在院患者調査」によると9名(H18.6.30現在)から3名(H20.3.31現在)となっています。

第2節 音更町の方が利用できる障害福祉サービスについて

障害者自立支援法の施行によるサービス体系の再編により、就労系事業の創設や事業者に対する日払方式が導入され、本町の方が利用できる主な障害福祉サービスは以下のとおりとなっています。

| 区分 | サービスの種別 | サービスの内容 | 介護 | 訓練 | 地域 |
|-------------------------|---------------------------------------|--|----|----|----|
| 在宅等で 受ける サービス | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 入浴や排せつ、食事など自宅での生活の介護や通院のための付き添いなどを行います。 | | | |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由がある人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います | | | |
| | 行動援護 | 知的や精神の障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のため援護などを行います。 | | | |
| | 重度障害者等 包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを組み合わせ提供します。 | | | |
| | 移動支援事業 | 社会生活上必要不可欠な外出(冠婚葬祭、官公庁、金融機関等)の際の支援を行います。 | | | |
| 日中活動 の場 の サービス | 生活介護 | 主に重度の障害がある人の日中の介護や創作的活動の機会の提供などを行います。 | | | |
| | 療養介護 | 病院などにおいて、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います | | | |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います | | | |
| | 児童デイサービス | 発達に遅れのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。 | | | |
| | 日中一時支援事業 | 社会参加活動やレクリエーション等の機会を充実し、地域生活の質の向上や就労に向けての意欲を高めるための支援を行います。 | | | |
| | 地域活動支援センター 事業 | 地域生活の充実のため創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流を促進する場を確保します。 | | | |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。 | | | |
| | 就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。 | | | |
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。 | | | | |
| 居住の 場の サービス | 共同生活援助 (グループホーム) | 日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者または精神障害者に対し、共同生活の場において相談や日常生活上の援助を行います。 | | | |
| | 共同生活介護 (ケアホーム) | 日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者または精神障害者に対し、共同生活の場において介護などを行います。(原則18歳以上の方) | | | |
| | 施設入所支援 | 介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。 | | | |
| | 介護 …… 介護給付(障害の程度により利用できないものもあります。) | | | | |
| | 訓練 …… 訓練等給付(原則18歳以上の方が対象です。) | | | | |
| | 地域 …… 地域生活支援事業(市町村により内容が異なります。) | | | | |

第3節 障害福祉サービスの提供体制の現状と評価

第1項 サービス利用の状況について

本町における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりとなり、就労系サービスや地域生活支援事業は概ね計画値どおり進んでいますが、居宅介護や施設入所支援について計画値より遅れがみられます。

全体として、旧法施設の新体系への移行が進んでいない状況にあることも影響していると考えられ、今後、新体系への移行とともに状況が変化していくと考えられます。

| | サービス種別 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
|-----|--------|---------------------|--------------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|-------|
| | | 市町村実 利用時間 (A) | 市町村推 計時間 (B) | 市町村推 計時間 | H20.3.31 実績値 | 市町村推 計時間 | 市町村推 計時間 | 市町村推 計時間 | 市町村推 計時間 (C) | |
| 訪問系 | 新体系 | 居宅介護 | | 798 | 867 | 348 | 912 | 1,026 | 1,163 | 1,346 |
| | | 重度訪問介護 | | 715 | 715 | 329 | 715 | 715 | 715 | 715 |
| | | 行動援護 | | 455 | 455 | 336 | 455 | 455 | 455 | 455 |
| | 旧体系 | 重度障害者等包括支援 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 160 | 160 | 160 |
| | | ホームヘルプサービス | 806 | | | | | | | |
| | | 訪問系サービス合計 | 806 | 1,968 | 2,037 | 1,013 | 2,082 | 2,356 | 2,493 | 2,676 |

| | サービス種別 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
|---------|--------|---------------------|--------------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|-----|
| | | 市町村実 利用人数 (A) | 市町村推 計人数 (B) | 市町村推 計人数 | H20.3.31 実績値 | 市町村推 計人数 | 市町村推 計人数 | 市町村推 計人数 | 市町村推 計人数 (C) | |
| 日中活動系 | 新体系 | 生活介護 | | 24 | 43 | 16 | 60 | 87 | 95 | 111 |
| | | 自立訓練(機能訓練) | | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | | 自立訓練(生活訓練) | | 2 | 4 | 8 | 6 | 10 | 11 | 15 |
| | | 就労移行支援 | | 3 | 6 | 11 | 8 | 10 | 11 | 15 |
| | | 就労継続支援(雇用型) | | 0 | 1 | 0 | 3 | 5 | 6 | 9 |
| | | 就労継続支援(非雇用型) | | 5 | 14 | 17 | 23 | 36 | 42 | 55 |
| | | 地域活動支援センター | | 24 | 24 | 30 | 24 | 27 | 29 | 31 |
| | | (新体系合計) | | 58 | 93 | 82 | 125 | 177 | 196 | 238 |
| | 旧体系 | 児童デイサービス | 66 | 36 | 36 | 42 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | | 短期入所 | 45 | 45 | 46 | 8 | 46 | 47 | 49 | 51 |
| | | 3障害法定サービス(旧体系) | 173 | 156 | 126 | 145 | 99 | 53 | 36 | 0 |
| | | 共同作業所(旧体系) | 17 | | | | | | | |
| | | デイサービス等 | 31 | | | | | | | |
| (旧体系合計) | 221 | 156 | 126 | 145 | 99 | 53 | 36 | 0 | | |
| 日中活動系合計 | 332 | 295 | 301 | 277 | 306 | 313 | 317 | 325 | | |
| 居住系 | 施設入所支援 | (旧体系-施設利用) | 117 | 103 | 81 | 109 | 62 | 26 | 18 | 0 |
| | | GH, CH | 25 | 44 | 47 | 46 | 61 | 71 | 85 | 99 |
| | 居住系合計 | | 142 | 161 | 162 | 157 | 173 | 177 | 187 | 193 |

第2項 アンケート調査結果の概要について

障害福祉サービスの見込みや今後の施策を進める上での資料とするため、在宅生活されている方及び施設入所されている方に対してアンケート調査を実施しました。自由記載欄で具体的な施策についての提案もいただいております。今後の参考とさせていただきます。

全体の回収率は前回は上回っておりますが、町内施設において第1期計画策定時を下回ったほか、知的障害のある方については、本人の意思が確認できないため回答を得られないものがありました。

アンケート調査の概要

1. 調査方法

郵送による配布・回収、無記名での回答方式

2. 調査対象及び回収率 ()内は第1期の数値

| | 調査対象者(人) | 回答者数(人) | 回収率(%) |
|--------------|----------|----------|-------------|
| 在宅で18歳以上の方 | 441(436) | 270(219) | 61.2(50.2) |
| 在宅で児童の方 | 118(116) | 63(51) | 53.4(44.0) |
| 町内入所施設をご利用の方 | 36(38) | 12(38) | 33.3(100.0) |
| 町外入所施設をご利用の方 | 75(75) | 61(59) | 81.3(78.3) |
| 合計 | 670(665) | 406(367) | 60.6(55.2) |

3. 調査期間 平成20年8月15日～9月8日

4. 対象者の選定方法

障害福祉サービス利用者及び手帳所持者(身体、療育、精神)から無作為抽出
施設入所者は全員対象とした。

65歳以上の方はサービス利用が介護保険優先となり、介護保険の計画においてサービス量等が勘案されているため対象外とした。

手帳制度の無い難病の方、高次脳機能障害の方及び発達障害の方についてもアンケート調査票を送付するため、次の団体の協力を得た。

【協力を頂いた団体】

- ・財団法人北海道難病連音更支部
- ・脳外傷友の会コロポックル道東支部
- ・十勝ADHD&LD懇話会
- ・自閉症児者地域生活研究会

主な回答内容

サービス利用の目的

第1期計画策定時と同様、「今後、生活するための能力を高めるため」、「社会参加の場として」が多くなっています。

【18歳以上】

| 回答内容 | 第1期 | 第2期 |
|--------------------|-------|-------|
| 今後、生活するための能力を高めるため | 25.7% | 30.1% |
| 社会参加の場として | 22.9% | 21.0% |
| 収入を得る就労の場として | 15.1% | 6.8% |
| 就労に向けた技術やマナー等を学ぶため | 9.5% | 10.2% |

【児童】

| 回答内容 | 第1期 | 第2期 |
|--------------------|-------|-------|
| 今後、生活するための能力を高めるため | 35.5% | 44.4% |
| 社会参加の場として | 27.6% | 20.8% |
| 介助者の休息の場として | 21.1% | 9.7% |
| 本人、同居者だけでは介助が困難なため | 10.5% | 16.7% |

サービスに対する印象

第1期計画策定時と同様、「現状で特に問題ない」とする一方で、18歳以上で5.9%、児童では17.8%の方が「質に不満がある」という回答になっています。

また、町内施設入所者の84.6%、町外施設入所者の63.6%が「現状で不満なし」となっており、施設の老朽化や立地といった環境面の改善を求める回答が1割ほどありました。

【18歳以上】

| 回答内容 | 第1期 | 第2期 |
|-----------|-------|-------|
| 現状で特に問題ない | 71.4% | 69.6% |

【児童】

| 回答内容 | 第1期 | 第2期 |
|-----------|-------|-------|
| 現状で特に問題ない | 53.8% | 60.0% |

利用者負担

第1期計画策定時では、負担が多いと感じている方が半数以上を占めていましたが、前回調査後、利用者負担の軽減策がとられたため、今回の調査では、2割強となっています。

施設入所者で「負担が多い」と回答した割合は、町内施設25.0%、町外施設21.3%でした。

【18歳以上】

| 回答内容 | 第1期 | 第2期 |
|-----------|-------|-------|
| 負担が多いと感じる | 55.4% | 21.7% |

【児童】

| 回答内容 | 第1期 | 第2期 |
|-----------|-------|-------|
| 負担が多いと感じる | 81.3% | 23.1% |

相談支援事業所

相談支援事業所を知らないと回答した方が約7割を占めており、相談支援事業所の存在とその役割についてPRを行っていく必要があります。

【18歳以上】

| 回答内容 | 第2期 |
|-----------------|-------|
| 相談支援事業所の存在を知らない | 65.4% |

【児童】

| 回答内容 | 第2期 |
|-----------------|-------|
| 相談支援事業所の存在を知らない | 76.2% |

災害時に困ること・不安なこと

「医療」や「自力で避難不可」とする回答が多くなっているほか、具体的なイメージがわからず「わからない」という回答も多くなっています。

| 回答内容 | 18歳以上 | 児童 | 町内施設 | 町外施設 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 医療 | 26.7% | 20.8% | 7.1% | 8.3% |
| 自力で避難不可 | 17.5% | 26.4% | 28.6% | 32.1% |
| わからない | 15.4% | 10.4% | 21.4% | 33.3% |

第3章 計画推進のための基本的事項

第1節 平成23年度末に向けての基本目標

第1期障害福祉計画を策定した際、障害のある方及びその家族が抱える様々な困難や苦労は、ともすれば家族固有の問題とされることがあり、結果的に障害のある方を家族だけで支えることが難しくなることで、本人や家族が望まない生活をせざるを得なくなるといった状況や、ご本人が心身の障害に起因する様々な制約を解消するための支援が受けられない場合に、生活上の希望をあきらめざるを得ないという状況を改善しようという議論になりました。

そのため、全ての人に平等な機会と希望する生活を実現する権利が保障されるためには、障害の有無により本人やその家族の生活に制約が生じないように社会全体の仕組みを変えていく必要があるという視点に立ち、障害福祉計画の基本目標を設定しました。

第1期障害福祉計画は、平成18年度から平成23年度までの前半3年間で担う計画であり、第2期障害福祉計画は、後半3年間で担う計画であるため、この基本目標を踏襲します。

基本目標

「障害の有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」

を実現することを目指します。

第2節 計画推進の基本方針

本計画の推進方針を実現するためには、様々な取り組みを検討し実施するにあたって、常に念頭に置くべき基本的な考え方として、次の4つの方針を設定します。

今後、推進方針の実現に向けた取り組みを行うにあたっては、常にこの方針を意識しながら実施していくこととします。

1 障害のある方及びその家族を中心とした支援

障害のある方及びその家族が希望する生活を実現するためには、支援者や関係機関の都合ではなく、本人とその家族の意向が尊重されることが必要です。

様々な取り組みを行うにあたっては、まず当事者である本人とその家族の意向を十分に確認した上で、その意向を最大限実現できるような支援の構築を行います。

2 障害のある方及びその家族の問題を社会全体で支援できる仕組みの実現

障害のある方及びその家族が地域社会で安心して生活できるためには、日常生活をはじめとする様々な問題に直面した際に、解決に向けた適切な助言や調整を共に行えるパートナーが必要です。

障害のある方が人生の様々な場面で抱える問題を解決するためには、医療、保健、福祉、教育、雇用と様々な分野に幅広く関連する場合が多く、時にはその障害の特性等から専門的な知識や経験を必要としますが、これらを本人と家族の力だけで解決することはとても困難が伴うこととなります。

そこで、身近なところで安心して相談ができ、必要に応じて専門的な支援を受けられるような相談支援体制を構築します。

また、地域で生活するために必要な様々な社会資源の活用や創出に向け、関係者が継続的に協議できる場を確保します。

3 障害のある方が本来の力を発揮できる支援の確保

障害のある方に対する支援は、全てを代替するというのではなく、本人が持つ本来の力を補完するものであるべきです。

各種の支援を検討するにあたっては、このような観点の元で当事者と支援者がその内容を協議し確認できるような仕組みを確立します。

また、情報不足や経済的な理由により必要な支援を受けることができないということがないよう各種の方策を講じます。

4 地域住民との相互の理解を促進するための働きかけ

地域住民の一員として、共に支え合いながら生活することができるよう相互の理解を促進できるような働きかけを行うとともに協働のまちづくりの実現に向けた環境づくりを行います。

障害福祉計画の基本目標、基本指針について

国計画指針

【法の理念】

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現

【基本的理念】

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

道計画指針

【平成23年度にむけて目指す方向】

「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会の実現」

【基本方針】

1. 地域生活支援体制の構築
2. 地域生活への移行促進
3. サービス基盤の地域間格差の縮小
4. 就労支援の強化

音更町障害福祉計画(第1期・第2期)

【基本目標】

「障害の有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」の実現

【基本方針】

1. 障害のある方及びその家族を中心とした支援
2. 障害のある方及びその家族の問題を社会全体で支援できる仕組みの実現
3. 障害のある方が本来の力を発揮できる支援の確保
4. 地域住民との相互の理解を促進するための働きかけ

第3節 平成23年度の数値目標

障害福祉計画の中では、前述のとおり施設入所や精神科病院に入院している方のうち退所（退院）可能な方が地域で生活できる体制を整えるため、国及び北海道の障害福祉計画策定指針において、次の内容に関する数値目標を設定し、そのために必要な障害福祉サービスを確保することとされています。

また、数値目標の基礎数値は第1期計画策定時のものを使用することとなっているため、第2期障害福祉計画においても数値目標は維持されます。

障害福祉計画策定に係る国指針及び道指針における数値目標設定の考え方

| | 国指針 | 道指針 | 道指針の考え方 |
|----------------------|---|-----------------|--|
| 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 平成23年度末において、現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することとする。 | 現入所施設利用者の2割 | 入所施設利用割合が全国平均の約2倍であることから地域移行支援の取り組みを充実 |
| | これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。 | 14%以上 | |
| 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 | 平成23年度末までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを目指す。 | 国と同じ | 国の考え方を踏襲 |
| | これとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。 | | |
| 3 福祉施設から一般就労への移行等 | 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす。 | 一般就労への移行実績の6倍以上 | 道の有効求人倍率を勘案して設定 |
| | また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)を利用することを目指す。 | | |

町障害福祉計画で設定する平成23年度末の数値目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

| 項 目 | 数値目標 | 備考 |
|-------------------|------|------------------------------|
| 現在の入所者数 (A) | 117人 | 平成17年10月1日現在 |
| 目標年度の入所者数 (B) | 94人 | 平成23年度末時点の利用人員 |
| 【目標値】減少見込 (A - B) | 23人 | 19.7%の減 |
| 【目標値】地域生活への移行数 | 23人 | 施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行する人の数 |

2 退院可能精神障害者数

| 項 目 | 数値目標 | 備考 |
|-------------------|------|----------------------|
| 現在の入院者数 (A) | 9人 | 退院可能精神障害者数 |
| 目標年度の入院者数 (B) | 0人 | 平成23年度末時点の退院可能精神障害者数 |
| 【目標値】減少見込 (A - B) | 9人 | |

3 福祉施設から一般就労への移行

| 項 目 | 数値目標 | 備考 |
|----------------------|------|----------------------------------|
| 現在の年間一般就労移行者数 | 0人 | 平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数 |
| 【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数 | 2人 | 平成23年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数(累計で6人) |

4 音更町独自の数値目標

| 項 目 | 数値目標 | 備考 |
|-----------------------------|------|--------------------------------|
| 【目標値】職場実習の場の確保 | 36人分 | 平成23年度末時点の職場実習希望者の受入可能数 |
| 【目標値】一般就労への移行及び継続のための協力員の確保 | 5人 | 平成23年度末時点のサービス事業者等からの就労支援協力員の数 |

第4章 計画推進のための具体的取り組み

第1節 具体的な取り組みの設定について（工程表の作成）

第1期障害福祉計画は、障害者自立支援法の施行事務と同時進行で行わなければならなかったため、実際に策定されたのは平成18年度末となりました。

本町では、第1期障害福祉計画に基づき、平成19年度に職場体験事業を開始し、平成20年度には民間企業9社17名分の体験枠を確保したほか、自立支援協議会の立ち上げ、地域生活支援事業の実施、児童の障害福祉サービスに対する軽減措置などを実施してきました。

第2期障害福祉計画においては、障害福祉計画策定委員会における議論を踏まえ、第2期計画における新たな取り組みを工程表に位置づけます。

第2期障害福祉計画における新たな取り組み

本人と接する方々が必要とする基本的情報を共有するための手帳を作成し、希望者に配布します。（プライバシーに配慮します。）

障害者雇用に関する企業アンケートを実施し、その内容を公表します。（企業ニーズを把握し、就労支援に活かします。）

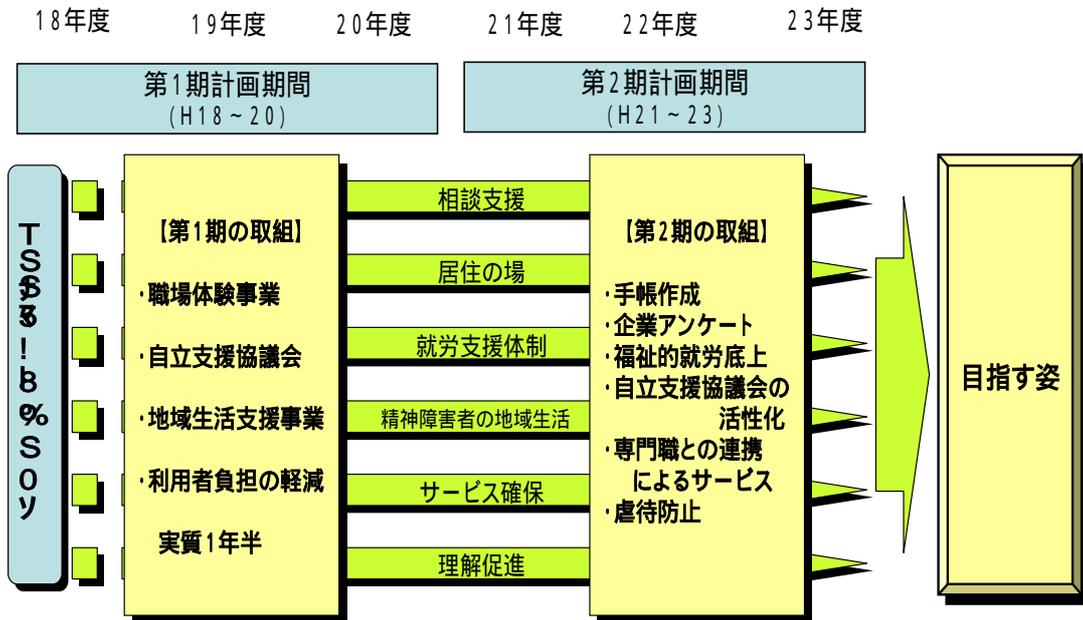
福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設に対する優先発注や随意契約の仕組みを作ります。

自立支援協議会の活動と併せて事業所間の交流を促進し、研修機会の確保と人材育成を図ります。

専門職との連携を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

虐待防止に関する普及・啓発を行います。

障害福祉計画の工程表について



【工程表を作成する目的】

- ・最終的に目指す姿に向けて、どのように取り組むかを確認できる。
- ・進捗状況が各年度毎に確認でき、必要な見直しを行うことができる。
- ・障害者本人や家族、サービス事業者を含めた関係者と情報共有を行い、協働の取り組みが可能に。

- 「平成23年度に向けて重点的に取り組む事項」と「目指すべき姿」を設定します。
- 「目指すべき姿」を見据えた上で、短期間に達成すべき姿として「第2期計画期間中に達成する姿」を設定します。
- さらに「第2期計画期間中に達成する姿」を実現するために行う具体的な内容として「第2期期間中に実施する内容」を設定します。(以上を「工程表」と呼びます。)
- 工程表の達成内容は、毎年度末に進捗状況を公表するとともに、進捗状況を踏まえた工程表の内容について、障害のある方や家族はもとより、サービス事業者や関係機関・関係団体と随時意見交換や見直しができる仕組みとします。

第2節 計画推進のための重点事項

第2期計画の終期である平成23年度末に向け、次の項目を重点事項として工程表を設定します。

1 相談支援体制の確立

障害のある方とその家族が地域社会で生活する上で生じる様々な問題を当事者と一緒に解決できるような相談支援体制の確立を目指します。

2 居住の場の確保

障害のある方が希望する地域で生活するために必要な居住の場と居住に伴う様々な支援の確保を目指します。

3 就労支援体制の確立

就労を希望する方が地域社会で就労できるよう関係機関と連携をとりながら様々な支援の確保を目指します。

4 精神科病院入院患者の退院促進に向けた地域生活支援体制の確立

精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の方が退院可能となるような地域での様々な資源の確保を目指します。

5 必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の確保

障害のある方とその家族が地域社会で生活する上で必要なサービス資源の確保及びサービスが利用しやすくなるような仕組み作りを目指します。

6 理解促進のための具体的な取り組みの実施

地域住民の一員として、相互の理解を深めることができるような取り組みを行っていきます。

第3節 計画推進のための工程表

1 相談支援体制の確立

【目指す姿】

- どこに相談すると良いかを全ての人知っている
- 誰でもどんな相談でも可能
- 地理的、心理的にアクセスしやすい
- どこに相談しても、適切な機関に結びつく
- 子どもの頃から障害特性や成長の経過を総合的に把握し、一貫したアドバイスができる
- 自身の問題以外に家族全体を包括的に支援できる
- 関係機関が相互に連携をとり、必要な支援を確保できる仕組みがある

【第2期計画期間中に達成する姿】

- 基本的な相談については、どこに相談すると良いかを全ての人知っている
- どのような相談内容であっても適切に対応ができ、必要に応じて関係する機関との引き継ぎや連携ができる

【第2期計画期間中に実施する内容】

- 相談窓口についての広報、情報提供を行います。
- 役場以外に気軽に相談受付を行える窓口を増やします。
- いつでも相談対応を行える体制を確保します。
- 障害のある当事者同士がお互いに支援を行えるような相談体制の確立について検討します。
- 権利擁護事業・虐待防止の普及啓発を進めます。
- 町内の方の相談解決や資源創出に向けて、関係者が相互に協議や情報交換できる場を設定します。
- 本人の様子や本人との接し方など、本人と接する方々が必要とする基本的な情報を共有するための手帳を作成し、必要とする方に配布します。

2 居住の場の確保

【目指す姿】

- 生活したい場所で自分らしく生活できる
- 居住に向けての支援を受けることができる（部屋探し、契約締結）
- 居住後の生活の支援を受けることができる（ホームヘルプ、金銭管理、相談）
- 施設から地域移行したい人の生活の場が確保できる

【第2期計画期間中に達成する姿】

- 「どのような場で生活したいか」の意向を把握し、町全体として確保する居住の場の種類や数量の必要数を把握
- 居住の場の必要数に基づき、具体的な確保の方策を関係機関等と協議できる場を設定する

【第2期計画期間中に実施する内容】

- 障害のある方とその家族への面接及びサービス事業者との連携により、どのような場でどのように暮らしたいかについての情報収集を行います。
- 入所施設利用者に対しては、利用している施設が新体系に移行する前であっても障害程度区分認定の目安となる訪問調査を実施し、その内容を踏まえて今後の居住の場についての協議を行う場を設定します。
- 地域生活をした場合、どのような費用負担が必要か、どのような生活形態になるのか等がイメージできるようなパンフレット等を作成・配布します。
- 町が管理する財産の活用の可能性について検討を行います。
- 民間住宅を含めた居住の場の確保について、関係機関や町内事業者が協議できる場を設定します。
- 障害の重い方の居住の場の確保について検討を行います。
- 障害者福祉施設を設置する事業者の支援に努めます。

3 就労支援体制の確立

【目指す姿】

- 働きたい時はどこに相談すれば良いかがわかる
- 能力評価 訓練 実習 就職のステップを誰でも経ることができる
- 失業しても、再チャレンジできる仕組みがある
- 一般企業で働いていても仕事や生活の相談ができるところがある
- 通勤できる圏内に雇用の場が確保されている
- 一般就労だけでなく多様な働き方を通じて社会参加ができる場がある
- 余暇を楽しむことができる

【第2期計画期間中に達成する姿】

- 一般就労に向けた相談希望者がどこに相談すればよいかわかる
- 町内企業等の経営者、人事担当者が障害者雇用に関する各種助成制度を知っている
- 町内において職場実習の場が確保できる
- 町内の方が障害のある方が働いているところを見かける機会が増える
- 福祉施設等に対して業務を発注する機会が増える

【第2期計画期間中に実施する内容】

- 一般就労に向けた訓練内容等についてパンフレットなどを作成し配布します。
- 障害者雇用について町内企業等の理解を深めるためパンフレット等を作成し配布します。
- 現在障害者雇用を行っている町内企業の取り組み例などを町民に対して積極的にアピールします。
- 一般就労に向けた訓練の場として、役場をはじめとする職場体験の受け入れが可能な職場を増やせるような働きかけを行います。
- 企業アンケートを実施し、その内容を公表します。
- 福祉的就労の底上げを図るため施設に対する優先発注や随意契約の仕組みをつくりまします。

4 精神科病院入院患者の退院促進に向けた地域生活支援体制の確立

【目指す姿】

- 退院に向けて必要な相談や調整を受けることができる
- 退院後の生活のイメージができるような支援を受けることができる
- 入院しなくても必要な医療を確保することができる
- 入院しなくても休息利用できるような場所がある
- 地域で集える場所がある

【第2期計画期間中に達成する姿】

- 退院に向けて必要な相談や調整を受けることができる
- 退院後の生活のイメージができるような支援を受けることができる
- 入院しなくても休息利用できるような場所がある
- 地域で集える場所がある

【第2期計画期間中に実施する内容】

- 道が行う退院促進事業との連携を図るとともに、対象者の把握と地域生活に向けた具体的な検討・調整を行う場を確保します。
- すでに退院して地域生活している当事者の方の経験やノウハウを最大限活用できるような相談支援や生活支援の体制について検討します。（ピアカウンセリングなど）
- 退院後の生活について具体的にイメージできるようなパンフレット等を作成し配布します。
- 当事者の方が地域生活する上で休息利用ができるような短期入所の場を確保します。
- 町内に障害の有無に関わらず地域で集える場所を確保します。

5 必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の確保

【目指す姿】

- 必要なサービスが必要な時に利用できる
- サービス利用についての情報を全ての人が理解している
- サービス利用についていつでも適切な相談対応が受けられる
- サービス基盤を支えると共に、サービスの質を高めていくために、利用状況に応じて利用者がサービス費用の一部を負担する
- サービスが必要な方が、経済的な理由をもってサービス利用を控えることがない

【第2期計画期間中に達成する姿】

- サービスの種類、利用の方法や手続、利用者負担等の仕組みをサービス利用者が理解している
- 町内のどこでどのようなサービスが利用できるかをサービス利用者が理解している
- サービス利用についての相談に対して適確に対応できる
- 所得が少ない方やこれからの社会を担う子育てを行う世代及びサービスを多く必要とする重度の障害のある方の負担額を軽減する仕組みがある

【第2期計画期間中に実施する内容】

- 町内で利用可能なサービスに関してわかりやすいパンフレット等を作成し配布します。
- 複数のサービス利用を必要とする方について、適切な相談対応や利用プランの作成のための支援を確保します。
- 今後必要となるサービス量について、サービス事業者や関係機関と協議を行いながら確保できる体制をつくります。
- 自立支援協議会の活動と併せて、事業所間の交流を促進し、研修機会の確保と人材育成を図ります。
- 作業療法士等の専門職との連携を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

6 理解促進のための具体的な取り組みの実施

【目指す姿】

- 「障害がある」とはどのようなことなのかを全ての町民が理解している
- 「障害がある」ことで何に困っているかを全ての町民が理解している
- 障害の有無に関わらず権利を尊重することができる

【第2期計画期間中に達成する姿】

- 普段生活する場で障害のある方と交流した経験のある人が増える
- 障害のある方と働いた経験のある人が増える
- 障害のある方のことについて知りたい時に必要な情報を得ることができる

【第2期計画期間中に実施する内容】

- 障害のある方のことや当事者団体、親の会の取り組み等について、情報提供できるようなパンフレットやホームページを作成します。
- 障害のある方の仕事の様子等を町民に対して広く知ってもらうような取り組みを行います。
- 障害当事者団体や親の会が相互に情報交換ができる場を設定します。
- 障害のある方の理解促進のためにどのような取り組みを行うべきかについて、検討できる場を確保します。

第5章 サービス量の見込みと基盤整備

第1節 介護給付及び訓練等給付の見込量

サービス量の見込み

1 介護給付費・訓練等給付費の必要見込量

| サービス種別 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-----------|---------------|----------|----------|----------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 2,356 時間 | 2,493 時間 | 2,676 時間 |
| | 重度訪問介護 | | | |
| | 行動援護 | | | |
| | 重度障害者等包括支援 | | | |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 1,914 人日 | 2,090 人日 | 2,442 人日 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 44 人日 | 44 人日 | 44 人日 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 220 人日 | 242 人日 | 330 人日 |
| | 就労移行支援 | 220 人日 | 242 人日 | 330 人日 |
| | 就労継続支援(A型) | 110 人日 | 132 人日 | 198 人日 |
| | 就労継続支援(B型) | 792 人日 | 924 人日 | 1,210 人日 |
| | 療養介護 | 13 人 | 14 人 | 14 人 |
| | 児童デイサービス | 180 人日 | 180 人日 | 180 人日 |
| | 短期入所 | 376 人日 | 392 人日 | 408 人日 |
| | 地域活動支援センター | 27 人 | 29 人 | 31 人 |
| 居住系サービス | (旧体系利用) | 26 人 | 18 人 | 0 人 |
| | 共同生活援助・共同生活介護 | 71 人 | 85 人 | 99 人 |
| | 施設入所支援 | 80 人 | 84 人 | 94 人 |
| 相談支援 | サービス利用計画策定 | 14 人 | 17 人 | 20 人 |

各サービス毎の1ヶ月あたりの必要見込量

第2節 地域生活支援事業の見込量

2 地域生活支援事業の必要見込量

| 事業名 | | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | |
|---------------|-------------------|-------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | | 実施見込箇所数 | 利用見込数 | 実施見込箇所数 | 利用見込数 | 実施見込箇所数 | 利用見込数 |
| 相談支援事業 | 相談支援事業 | ア 障害者相談支援事業 | 6箇所 | / | 6箇所 | / | 6箇所 | / |
| | | イ 地域自立支援協議会 | 1箇所 | / | 1箇所 | / | 1箇所 | / |
| | 市町村相談支援事業機能強化事業 | | 2箇所 | / | 2箇所 | / | 2箇所 | / |
| | 住宅入居等支援事業 | | 1箇所 | / | 1箇所 | / | 1箇所 | / |
| | 成年後見制度利用支援事業 | | 実施 | / | 実施 | / | 実施 | / |
| コミュニケーション支援事業 | | | / | 2人 | / | 2人 | / | 2人 |
| 日常生活用具給付等事業 | 介護・訓練支援用具 | | / | 1件 | / | 1件 | / | 1件 |
| | 自立生活支援用具 | | / | 1件 | / | 1件 | / | 1件 |
| | 在宅療護等支援用具 | | / | 1件 | / | 1件 | / | 1件 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | | / | 1件 | / | 1件 | / | 1件 |
| | 排泄管理支援用具 | | / | 27件 | / | 27件 | / | 27件 |
| | 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | | / | 1件 | / | 1件 | / | 1件 |
| 移動支援事業 | | | 10箇所 | 36人 | 10箇所 | 39人 | 10箇所 | 42人 |
| | | | 延べ828時間 | | 延べ897時間 | | 延べ966時間 | |
| 地域活動支援センター事業 | 基礎的事業 | | 1箇所 | 27人 | 1箇所 | 29人 | 1箇所 | 31人 |
| | 機能強化事業 | | - | / | - | / | - | / |
| 日中一時支援事業 | | | / | 70人 | / | 75人 | / | 80人 |

各サービス毎の1ヶ月あたりの必要見込量

第6章 資料

1. 音更町障害福祉計画策定委員会について
 - 策定委員会設置要綱
 - 策定委員名簿

2. 障害福祉計画策定に係るアンケート調査の結果
 - 在宅生活者（18歳以上向け）
 - 在宅生活者（児童向け）
 - 町内入所施設利用者向け
 - 町外入所施設利用者向け

3. 第2期障害福祉計画について（概要版）